

第5回半田市議会定例会文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月6日、午後1時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、請願第1号については、提出者の意見陳述の後、委員からの意見として、賛成の立場から、過去に半田市が助成額を拡充した経過もあり、現状の金額でこの請願の趣旨について賛同できる。との意見がありました。

以上の意見の後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって採択することに決定しました。

次に、議案第54号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

子ども・子育て支援事業計画費について、国の法律が成立し、事業計画を作ることが義務付けられたこと、また、それにともない、アンケートを実施し、意見集約を行い、事業計画を作ることについていいか。また、国が示したアンケートの調査項目は、半田市が計画を策定するにあたり、効果があるのか。とに対し、

この計画は、法律に義務付けられたもので、平成27年度から5年を1期とするものです。この計画策定にあたっては、国から示された調査項目と、既存の計画との経年変化を見るために、半田市独自の項目を設け、新しい計画に反映させていくために必要な調査を行うものです。とのこと。

国の事業とはいっても、国の補正予算の決定がないと事業を進められないわけではないと思うが、3月の新年度予算に計上することはできなかったのか。とに対し、

国におけるスケジュールでは、4月から調査票の案の議論が始まり、9月末までには案を示すと言われていました。半田市としては、国からの調査票の案が示されていない中で、当初予算に計上するのは適切ではないと判断し、決まった段階で対応すべきであると考えていました。とのこと。

(仮称) 亀崎幼稚園 (認定こども園) 改築事業について、平成12年の亀崎幼稚園創立100年の頃から平屋建ての計画だということだが、13年前も半

田市が子育て、幼稚園施設は平屋がいいと考えていたのか。とに対し、

平成12年の頃は、特に亀崎地域からそういった要望もあり、基本的に木々に囲まれた施設で、平屋が似合うようなイメージもありました。しかし、その当時から、他の子育て施設を平屋建てにする考え方はありません。とのこと。

地元からの要望がある園は、平屋建てにする考えなのか。とに対し、

要望があるからではなく、基本的には平屋がいいとは思っていますが、周りの状況等も勘案する中で、2階建てか平屋建てかを検討していくということです。とのこと。

要望があったところだけに応えるのは、行政上の公平性が欠けているのではないか。とに対し、

要望の有無だけで2階建てか平屋建てかを決定した訳ではありません。とのこと。

亀崎幼稚園の子ども園化に伴う園舎の改築と同時並行で、板山も保育園の子ども園化が進められている。板山でも同じく様々な要望がでており、片や3,000万円も使って、土地購入をしてまで平屋建てにすることと、随分差があるように感じるが、どう考えているか。とに対し、

両施設に大きな差があってはなりません。板山の施設についても、子ども園としての新しいスタートを切りますので、それにふさわしい予算措置をしなければいけないと思っており、そのように指示をしています。とのこと。

昨年9月24日に開催された全員協議会での資料として出された園舎のイメージ図でいくと、トイレは3歳児と5歳児の部屋の隣に2箇所あるだけ。それが平屋にするとトイレの数が約3倍に増えている。トイレの数によっては土地を購入せずに平屋が建てられる気がするが、どうか。また、当初の計画では、32台分の駐車場があったが、平屋にするにあたって、16台分の駐車場になっているのは、どういう計算によるものか。とに対し、

調理室や、子育て支援室等、様々な部屋を用意する必要があるとともに、桜の木を残したいこともあり、土地を購入する必要がありました。これはイメージ図であり、確定図面ではありません。現場の声を聞きながら、これからきちんと設計をしていく予定です。駐車場については、教諭の分と緊急の

場合の送迎等で、概ね20台程度の駐車場を予定しています。とのこと。

議案上程と同時に謝罪があり、それ自体異例のことだと思うが、その際、今後幼児施設については平屋を考えたいという言明があったが、それは今後の半田市の基本方針と受け取っていいか。とに対し、

原則として、そう考えています。とのこと。

土地の購入について、約1,000平米で約3,300万円と、図面を見ても車も入れないような土地でこの金額は非常に高いと感じるが、適正な金額なのか。とに対し

不動産鑑定士に鑑定評価を出してもらったものです。他の不動産鑑定士にも確認をしており、妥当な額と考えています。とのこと。

議長からは、議案を取り下げ、出し直してはどうかという提案もあったと聞いているが、10月に臨時議会を開催し、すぐ審議すれば間に合わないような事案ではないと思う。取り下げて、説明責任を果たしたうえで上程すると言う選択肢はなかったのか。とに対し、

そういう選択肢もありましたが、関係者の意見も聞いたうえで、地権者への対応等を踏まえ、今定例会で上程する判断をしました。とのこと。

子どもの発育を考えた時、平屋がいいのはわかる。説明では広い中でのびのびとということを行っているが、既存の土地の中で平屋で建設するプランは考えなかったのか。とに対し、

そういうプランは考えていませんでした。子ども園にするにあたり、調理室や子育て支援室、一時預かり室等が必要になること、また、桜の木を伐採する必要があること等を考え、土地を購入し、平屋建てで計画を進めました。とのこと。

1月8日に土地対策会議が開かれ、土地を買う中で平屋にするという方向転換が公の場で決定されたと思っている。市長は、3月議会が始まるまでに、行政側が何をやる必要があるかと考えた時に、議会に対して説明しなければいけなかったと言っているが、その他にどんなことをしなければならなかったと思っているか。とに対し、

1月8日の土地対策会議では、その土地を買うという方針が決められまし

た。その後、経過説明を、例えば予算説明会の中でもお話すべきであったと思っています。とのこと。

土地対策会議の後、3月議会までに平屋建てにする、新しい計画で予算を、組み直して上程できなかったのか。とに対し、

予算策定する時点では、平屋建てにするという方針だけだったので、詳細決定がない中、平屋建てでの設計で予算を組むというのは、非常に厳しいものがありました。とのこと。

そうであっても、2階建ての事業のまま上程していいというわけにはいかない。説明責任をはたしながら事業を進める時間や方法はあったと思うが、どう考えるか。とに対し、

言われる通りだと思います。本件に関しては、きちんとした報告ではないにしても、情報提供をさせていただくことも可能でしたし、用地が確保できるかどうかわからないことも考慮すべきであったと反省しています。とのこと。

今回の件で、地方自治法など調べ、基本的に議決した後でも行政側の裁量権で内容を変えることが可能な様だが、どこの自治体でも行政側と議会の信頼関係の中でそういうことは絶対にしない。行政と議会の2元代表制で、いろんなものが保たれており、今回の件は、議会の根幹にかかわる内容であり、2度とこういうことがないように、何らかの対策をするべきと考えるが、どうか。とに対し、

私どもも地方自治法違反でなければ何をしてもいいとは全く思っておらず、きちんと説明責任を果たしていくことが、義務であると思っております。今後このようなことがないよう様々なことについて、基本的にはすべて報告をさせていただくことで、対応させていただきたいと思っております。今回の顛末と、不適切な対応、そして謝罪を市報に掲載させていただきます。とのこと。

昨年5月に、亀崎小学校区に亀崎幼稚園のことをメインにした子育て支援アンケートを行っていると思うが、その時にも平屋建ての方がいいという要望が多かったのか。とに対し、

アンケートでは、平屋建てがいいという要望もありました。とのこと。

市の不手際というか、現状が新聞報道もされたわけで、地元の中でもいる

んな声が出ているが、今後地元での平屋建てについて、幼稚園の説明会や、今回の顛末に対する説明会をするつもりはあるか。とに対し、

今後も要望があれば説明会をやっていく予定です。また、亀崎地区で開催される市政懇談会の場でも説明する予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第56号及び議案第57号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも委員全員をもって原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第61号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田市老人ホームの民営化にあたり、実績のある社会福祉法人が引き続き行うことになるが、現状のサービスより低下することはないか。とに対し、

移管法人においては、専門職による24時間、365日の対応が協定書に明記されていますので、サービス低下につながる要素は、ないものと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第62号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第65号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

人工地盤の支柱はどのような処理をするのか。とに対し、

支柱については、地表から切り、業者に買い取ってもらいます。とのこと。

七本木池の工事では、土を県から無償でもらっていると思うが、この工事で使う土をどこからかもらう考え方はなかったか。とに対し、

今回の工事では、市所有の土と、買う土で埋める計画をしています。とのこと。

埋めるために使う土について、市所有の土と、買う土の割合は。とに対し、

全部で27,800立米の土が必要となり、内訳は、17,100立米を購入し、現場で出てくる土を再利用する分が2,100立米、市所有の土が8,600立米です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第66号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

契約書第10条第3項にある、契約解除の取り決めについて、老人ホームの運営に支障をきたすと認めた部分について、現状に回復して返還するとあるが、運営に支障をきたすと認めた部分とは、どういうところを指すのか。とに対し、

実際、本契約が解除された時に、新しい移管先がすぐに運営出来る状況ということですので、入所者の生活にかかわる部分を指します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第67号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

無償貸付する期間を5年間とした理由は。とに対し、

実際に移管法人の運営が軌道に乗るまでは、一定の期間支援が必要であると判断し、5年という期間にしました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。